

公益財団法人岩手県文化振興事業団第68回理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月19日(火) 午後1時30分～
- 2 開催場所 トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)第2会議室
- 3 出席者 理事総数 9名  
出席理事 9名  
理事長 石田 知子 理事 泉 裕之  
理事 岩渕 計 理事 熊谷 常正  
理事 柴田 和子 理事 菅原 義子  
理事 高橋 廣至 理事 藤澤 修  
理事 藁谷 収  
監事総数 2名  
出席監事 2名  
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項  
議案第1号 令和5年度事業計画の変更について  
議案第2号 令和5年度収支補正予算について  
議案第3号 令和6年度事業計画について  
議案第4号 令和6年度収支予算について  
議案第5号 文化振興基金の処分(一部取崩し)について  
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団個人情報保護規程について  
議案第7号 重要な使用人の選任について
- 6 報告事項  
報告事項1 各種規程等の一部改正について(職務執行状況報告)

## 報告事項 2 令和 5 年度事業の執行状況について（職務執行状況報告）

### 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部職員が、理事総数 9 名のうち 9 名出席により、本理事会が定款第 35 条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。

次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第 34 条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。

(1) 議案第 1 号 令和 5 年度事業計画の変更について

(2) 議案第 2 号 令和 5 年度収支補正予算について

議長は議案第 1 号及び第 2 号を上程し、埋蔵文化財センター総務課長及び総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(3) 議案第 3 号 令和 6 年度事業計画について

(4) 議案第 4 号 令和 6 年度収支予算について

(5) 議案第 5 号 文化振興基金の処分（一部取崩し）について

議長は議案第 3 号、第 4 号及び第 5 号を上程し、事務局長兼総務部長、県民会館業務管理課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長及び総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### 《質問・意見等》

#### 【理事】

来年度の収支予算を拝見し、非常に厳しいということは理解したが、埋蔵文化財センターの発掘調査も 2 千万円ほどの減になっている。面積の減少に伴うことはわかるが、世の中は給料上昇に動いている。発掘調査補助員の賃金は変わらないままか。

#### 【埋蔵文化財センター総務課長】

発掘調査に係る作業員の賃金については、2 年前までは市町村毎に単価を

定めていたが、昨年度から単価を一本化し、昨年度は1,030円という単価にしている。これは、県の給料表1級の基準値をベースに単価を設定しており、今年度においても増額して支給しているところである。

#### 【理事】

東日本大震災津波の際のように、市町村の発掘調査と県の埋文センターの賃金の格差が出るという事態は解消されたとしても、継続的な調査もあるということを考えると、賃金の上昇は将来的に避けられなくなる。そうすると、経費増大という影響が出てくる。かと言って、作業員が集まらなければ発掘はできないので、その辺のバランスを考えて対応していただきたい。

来年度も継続する事業で面積が記載されていないものがある。おそらく用地が解決していないというものと思われるが、来年度きちんと調査できるという担保がとられているのか。

#### 【埋蔵文化財センター総務課長】

御指摘は中埜Ⅲ遺跡のことと思われるが、これは年度途中で住田町から要請があり、県と連携して埋蔵文化財センターにおいて着手したわけだが、今年度の調査は内容確認調査ということで終了し、今年度の変更後の調査面積はゼロとなったところである。

これは、住田町において財源がないということではなく、作業がそこまで進まなかったということであり、来年度の事業費は見込みどおりと想定している。

#### 【理事】

もう一つ、11頁に当事業団の設立目的から経営理念までの項目がある。設立目的に「芸術文化の振興」という用語があり、それが後段の方になると「文化芸術」という表現になるのは理解する。

ただ、経営理念の2番、3番の中に、「文化芸術振興施策」、「文化芸術振興の拠点」という表現がある。これは、おそらく文化芸術振興法の時代の表現ではないかと思う。今、文化芸術基本法になっているので、「文化芸術施策」、「文化芸術の拠点」と表現を代えた方が、基本法に照らしてよろしいのではないかと思う。

これは私の考え方なので、何かの機会に吟味をしていただければということで、意見として述べるにとどめる。

**【理事】**

県民会館の事業だが、参考に「マスコミ 1 者と共催」、「マスコミ 3 者と共催」とあるが、マスコミ以外の一般企業で共催してくれるところはないのか。

**【県民会館業務管理課長】**

マスコミと共催する利点として、電波を使って十分な広報を行っていただけるといふことがある。一般企業については、以前、協賛という形で説明にうかがった経緯はあるが、なかなか御理解いただけない。マスコミは、それぞれ事業部を持っていることから、話が進みやすいという利点もある。

今後、民間企業とは継続して協議してまいりたい。

**【理事】**

メセナ事業などに取り組む企業も割と増えているので、協賛もそうだが、一緒になって取り組みたいという企業もあるのではないかと。経費的にも楽になると思う。各理事も、色々な情報を持っていると思うので、遠慮なく相談してもらえれば協力する。

差し支えなければ、15 頁 6 番、7 番の共催相手はどこか。

**【県民会館業務管理課長】**

6 番、7 番とも I B C 岩手放送、岩手めんこいテレビ、岩手日報社の 3 者である。

(6) 議案第 6 号 公益財団法人岩手県文化振興事業団個人情報保護規程について

議長は議案第 6 号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【理事】**

第2条(2)で「学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は「文書等」に含まないという規定だが、「特別の管理」の場合は具体的にどういう手続きで措置されるのか。

博物館や美術館の学芸員、埋蔵文化財センターの調査員等が職務上作成した論文等において、学術研究用であるから「文書等」から外れるというのなら、ボーダーラインはどうするのか。あるいは手続き、利用規程等を別に定める考えはあるのか。

#### 【総務部総務課長】

個人情報保護規程の対象は、職員が作成した文書を含む一般の公文書的な文書を想定している。一方、学術研究用の資料として特別の管理が行われる歴史的、文化的に貴重な文書は、この規程における開示請求等の対象から外れるので、当該資料については特にルールがない状況になる。

したがって、その資料価値に応じてその都度判断していく以外にないものと考えられる。なお、特別の管理を行っている文書を対象とする規程は、今のところ想定していない。

#### (7) 議案第7号 重要な使用人の選任について

議長は議案第7号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、採決の結果、全員異議なくこれを承認した。

### 8 報告事項

#### (1) 報告事項1 各種規程等の一部改正について（職務執行状況報告）

理事長から、公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程ほか1件に係る理事長専決での一部改正について報告があるとともに、総務部総務課長から詳細説明があり、了承した。

#### (2) 報告事項2 令和5年度事業の執行状況について（職務執行状況報告）

理事長から、11月以降の職務執行について、理事長権限での資金の借入れは行っていないこと、報告事項1のとおり理事長専決を行ったこと等の報告がなされた後、別紙資料に基づき業務執行理事5名から、それぞれ令和5年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

## 9 その他

総務部総務課長から、次回の理事会について、特段の事情が生じない限り、本年5月、県民会館、県立美術館等において、令和5年度事業報告、収支決算の審議等を議事内容とする第69回理事会を開催予定である旨説明があり、全員これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後3時15分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和6年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第68回理事会

議 長 ..... 印

監 事 ..... 印

監 事 ..... 印